

松くい虫被害を防ぐために

現在、県内の松くい虫被害は、八幡平市まで北上しています。本市は被害がまん延する高被害区域となっていて、限られた予算の中で全ての被害木を駆除することができません。そのため、被害木の駆除対象区域を次の通り見直しました。

松くい虫の被害を最小限に抑えるため、計画的に区域を限定して対策を進めていきます。

◆伐倒駆除の重点区域
▼大迫地域▼花巻・石鳥谷西部(松くい虫被害防止監視帯)▼胡四



樹幹注入の様子

【出典：県農林水産部提供】

王山▼戸塚森▼東和北部(大迫隣接)地域―を駆除重点区域とします。この区域では国庫補助事業などを活用し、被害のある木を伐倒します。

◆樹種転換を推進すべき区域
被害拡大防止のため、伐倒駆除の重点区域周辺のアカマツを他の種類の樹木に植え替えます。

◆樹幹注入による保全区域
重要な松林(胡四王山、戸塚森林公園、道の駅いしどりや、向山森林公園)などを保全するため、松くい虫被害を防ぐための薬剤を樹幹に注入します。

◆重点区域以外の対策
道路沿線などに限定し、被害木を市が処理します。

◆市街地の対策
景観を損ない、また倒れることで人身被害や施設損壊の恐れのあるような枯れたマツは市が処理し

松くい虫被害とは

松くい虫被害とは、マツノザイセンチュウによってマツが枯れる伝染病です。センチュウは媒介昆虫であるマツノマダラカミキリによって運ばれてマツを枯らし、カミキリはその枯れたマツに産卵して増殖。被害を広げます。



①マツノザイセンチュウ(体長1ミリ) ②マツノマダラカミキリ(体長2〜3ミリ) ③枯れたアカマツ
【①②出典：県農林水産部提供】

ます。個人庭木の被害木は個人で処理をお願いします

大切なアカマツを守るために

樹種転換

被害拡大を未然に防ぐため、アカマツ林を他の樹種に転換する事業に対して補助します。

※樹種転換事業を実施する前に、農村林務課へご連絡ください

樹幹注入

アカマツに防除薬剤の散布や防除薬剤の樹幹注入を行うことにより、松くい虫被害を最小限に抑えることができます。防除薬剤の樹

幹注入は、松の休眠期である11〜3月に実施するのが有効です。樹幹注入する薬剤を購入する場合、市が薬剤代の2分の1を上限に補助しています。

6月〜9月は、マツノマダラカミキリが枯木に産卵する時期です。この時期の伐採はやめましょう。

【問い合わせ】
▽農村林務課
(☎24-2111内線6277)
▽各総合支所市産業係
大迫 ☎48-2111内線168
石鳥谷 ☎45-2111内線242
東和 ☎42-2111内線325
▽県南広域振興局花巻農林振興センター ☎22-4932

人間ドック受診費用を助成します

市は、国民健康保険に加入している人と、後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、人間ドックの受診費用を助成しています。平成28年度の助成内容は次のとおりです。病気を早期に発見するため、制度を活用し、人間ドックを受けませんか。



国民健康保険の加入者

■対象

- 次の①〜③の全てを満たす人
- ①国民健康保険に加入している35歳以上の人
 - ②平成28年度に特定健康診査を受診しない人
 - ③特定健康診査の検査項目を含む人間ドックを受診する人(検査機関の指定は無し)

■助成額

次の⑦と⑧の合計額(限度額20,000円)

⑦特定健康診査分の料金

⑧人間ドックの受診料の2分の1の額(特定健康診査分の料金を除いて計算)

※助成は年度内1回限り

■申請方法

人間ドック受診の翌日から40日以内に▷検査結果と問診票の写し▷領収書▷保険証▷世帯主名義の通帳と印鑑をお持ちの上、下記の窓口へ申請

後期高齢者医療制度の加入者

■対象

- 次の①〜③の全てを満たす人
- ①後期高齢者医療制度に加入している人(75歳以上の人または65歳以上で障がい認定を受けている人)
 - ②平成28年度に高齢者健診を受診しない人
 - ③平成28年度に他の人間ドック助成を受けない人

■助成額

人間ドックの受診料(限度額20,000円)

※助成は年度内1回限り

■申請方法

●指定医療機関(右表)で人間ドックを受ける場合の申請方法

指定医療機関への予約の後、人間ドック受診前に▷保険証▷印鑑をお持ちの上、下記の窓口へ申請

●指定医療機関で受診する場合の手続き
申請受け付け後、決定通知書を送付します。受診の際は、この決定通知書をお持ちください。
いずれの指定医療機関も、検査項目・受診料は同じです。窓口で支払う額は、受診料から助成額を差し引いた2,000円(眼底・眼圧検査を加えた場合は6,000円)となります。

●指定医療機関以外で人間ドックを受ける場合の申請方法

人間ドック受診後に▷領収書▷検査結果と問診票の写し▷保険証▷印鑑▷通帳をお持ちの上、下記の窓口へ申請

【指定医療機関一覧】

医療機関名	所在地
イーハトーブ病院	湯口
小原クリニック	西大通り
おばら内科・消化器科クリニック	仲町
川嶋医院	鍛冶町
菊地内科クリニック	浅沢
熊谷内科胃腸科医院	若葉町
恵ライフクリニック	太田
笹川医院	花城町
ささきクリニック	中北万丁目
さとう内科クリニック	御田屋町
循環器科・内科大平医院	鍛冶町
すがさわ外科内科クリニック	二枚橋
須田内科医院	円万寺
総合花巻病院	花城町
高木丘クリニック	高木
たきの内科・循環器科クリニック	大通り
ちば心療内科クリニック	諏訪町
とみつか脳神経外科クリニック	御田屋町
中館内科クリニック	不動町
藤巻胃腸科内科クリニック	高木
ゆかわ脳外科	西大通り
湯本診療所	湯本
大迫地域診療センター	大迫
石鳥谷駅前クリニック	好地
花巻市石鳥谷医療センター	八幡
宝陽病院	新堀
渡辺医院	好地
織笠内科医院	土沢
晴山医院	東晴山

※眼底・眼圧検査は、上記の大迫地域診療センター・宝陽病院(日曜午前のみ)のほか、花巻中央眼科(西大通り)・白井眼科クリニック(材木町)・ささき眼科(桜台)・いしどりや眼科(好地)で実施しています

問い合わせ・申請 | 本庁国保医療課(☎24-2111内線532)、各総合支所健康福祉係(大迫☎48-2111内線142、石鳥谷☎45-2111内線227、東和☎42-2111内線222)